

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合がある。

一部の連結子会社の加入する厚生年金基金(代行部分を含む)は総合設立方式であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付に係る会計基準(企業会計審議会:平成10年6月16日)注解12(複数事業主制度の企業年金について)により、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理している。なお、当該年金基金の年金資産総額のうち、平成16年12月31日現在の掛金拠出割合を基準として計算した連結子会社分の年金資産額は2,305百万円である。

2 退職給付債務に関する事項

	当連結会計年度 (平成17年3月31日現在)	前連結会計年度 (平成16年3月31日現在)
イ 退職給付債務	764,621百万円	804,066百万円
ロ 年金資産	436,992百万円	433,145百万円
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	327,628百万円	370,921百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	36,263百万円	18,571百万円
ホ 未認識過去勤務債務(債務の減額)	75百万円(注1)	680百万円(注1)
ヘ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	363,967百万円	353,030百万円

当連結会計年度
(平成17年3月31日現在)

(注) 1 一部の連結子会社が、給付水準の制度変更を行ったことにより、過去勤務債務(債務の減額)が発生している。

2 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

前連結会計年度
(平成16年3月31日現在)

(注) 1 当社及び一部の連結子会社が、給付水準の制度変更を行ったことにより、過去勤務債務(債務の減額)が発生している。

2 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

3 退職給付費用に関する事項

	当連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	前連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
イ 勤務費用	29,054百万円(注1)	31,232百万円(注1)
ロ 利息費用	15,441百万円	15,882百万円
ハ 期待運用収益	2,380百万円	568百万円
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	30,371百万円	65,986百万円
ホ 過去勤務債務の費用処理額	291百万円(注2)	11,272百万円(注2)
ヘ 退職給付制度の終了損益	1,699百万円(注3)	4,577百万円(注3)
ト その他	31,592百万円(注4)	7,507百万円(注4)
チ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	102,088百万円	113,346百万円

当連結会計年度
 (自 平成16年4月1日
 至 平成17年3月31日)

前連結会計年度
 (自 平成15年4月1日
 至 平成16年3月31日)

- (注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上している。
- 2 「2 退職給付債務に関する事項」(注) 1に記載の過去勤務債務に係る当期の費用処理額である。
- 3 関係会社の再編等による退職給付制度終了に伴う一括費用処理額である。
- 4 関係会社の再編に伴う退職金の清算等に係る費用30,805百万円を含んでいる。

- (注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上している。
- 2 「2 退職給付債務に関する事項」(注) 1に記載の過去勤務債務に係る当期の費用処理額である。
- 3 当社及び一部の連結子会社における選択定年制度の充実等による退職に伴う一括費用処理額である。
- 4 割増退職金7,385百万円を含んでいる。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
ロ 割引率	主として2.0%	同左
ハ 期待運用収益率	主として0.5%	主として0.0%
ニ 過去勤務債務の額の処理年数	主として3年(定額法)	同左
ホ 数理計算上の差異の処理年数	主として3年 (各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法(一部の連結子会社は定率法)により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度(一部の連結子会社は発生の当連結会計年度)から費用処理することとしている。)	主として3年 (各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法(一部の連結子会社は定率法)により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。)